

2015年8月15日

【社説】高裁も下氏のセクハラ認定

「教団の体質変わっていない」と支援者

国際福音キリスト教会の牧師、下在昌（ビュン・シエーチャン）氏に対し、元信者の女性4人と男性1人が総額4620万円の損害賠償を求め09年7月に提訴した民事裁判で、東京高裁（石井忠雄裁判長）は7月29日、1審の地裁判決を支持する控訴審判決を言い渡した。男性原告が訴えていたパワハラ被害についても、1審とおり棄却した。

判決文は、長期間にわたり反復継続してセクハラ（猥褻）行為が行われていたとする判決を支持した上で、下氏が「最高位の霊的指導者としての立場を利用

して、自らの要求に応じる事が神の奥義であるかのよう」に指導し、性的自由及び人格権を侵害した違法な行為」と断じた。

また、誓約書を作成させた行為が「抵抗できない心理状態にあった一審原告（被害女性）に口止めをしたこと」をうかがわせるもの」と、より踏み込んだ判断を下している。

判決の翌日、お茶の水クリスチャンセンター（東京都千代田区）で会見した「モルデカイの会（被害者の回復を目的とする裁判の支援会）代表の加藤光一氏」は、「被



の権威を強調するあまり同じような悲劇を招いている日本の一部のキリスト教会における同種事件の被害者が広く救済され、その人権が回復されるよう、私たちは警鐘を鳴らし続けて参ります」と宣言した。

この事件をめぐっては、同会のほか、被害女性らの「救出と癒しを目的とする会（FOE）などが被害を訴え、謝罪を要求してきたが、下氏は一貫して無実を主張。下氏は今も定期的に教会でメッセージを語っており、彼を擁護する佐々木満男氏（弁護士）は教会のサイトに「高裁判決が下されるまでは、断定的な判断を慎まれるよう希望いたします」とのコメントを寄せていた。